

新製品の 新機能・変更点 を知ろう

新機能と変更点 (Ver.21.3.1)

【マニュアル中の表記について】

マニュアルで使用している表記には、次のような意味があります。

- 『弥生給与』: 『弥生給与』製品を表しています。
- 『やよいの給与計算』: 『やよいの給与計算』製品を表しています。
- 弥生給与: 『弥生給与』と『やよいの給与計算』の両製品を表しています。

【お断り】

本書は、Microsoft Windows 7 の環境で作成しています。Microsoft Windows 10/8.1 では、画面および表記等が異なることがあります。

本書の解説では、『弥生給与 18』の画面を使用しています。

本書は、2018年6月現在の製品仕様により作成しています。

そのため、本書の記載事項や画面などと、製品仕様が異なる場合も生じますことを、あらかじめご了承ください。

また、ご不審な点や誤り、記載もれなどお気づきのことがありましたら、弊社にご連絡ください。

弥生製品のサポートは、サポート加入状況によって、サポート・サービスの対象となる機能や環境が異なります。詳細は『あんしん保守サポートガイド』でご確認ください。

Microsoft、Windows、Windows Server、SQL Server、Internet Explorer、Outlook、Excel は、米国 Microsoft Corporation の米国および他の国における登録商標または商標です。

Adobe、Acrobat、Reader は、Adobe Systems Incorporated (アドビシステムズ社) の米国および他の国における登録商標または商標です。

その他、記載された会社名およびロゴ、製品名などは該当する各社の登録商標または商標です。

本文中、® マークは明記しておりません。

新機能と変更点(Ver.21.3.1)

弥生給与 18(Ver.21.3.1)の新機能と変更点について紹介します。
詳細は、マニュアルまたはヘルプを参照してください。

算定基礎届と月額変更届の様式変更への対応

平成 30 年 3 月 5 日から、『被保険者報酬月額算定基礎届』『被保険者報酬月額変更届』の様式が変更されました。

弥生給与では、70 歳以上被用者の個人番号および年金手帳の記号番号(基礎年金番号)の印字など、変更後の様式への印字に対応しました。

報酬月額編集

被保険者名 窪田孝子

報酬月額

算定対象	基礎日数	金銭による額	現物による額	うち通勤費
4 月度(1) <input checked="" type="checkbox"/>	31	493,550	0	13550 / 0
5 月度(2) <input checked="" type="checkbox"/>	30	493,550	0	13550 / 0
6 月度(3) <input checked="" type="checkbox"/>	31	493,550	0	13550 / 0

選及支払額等

選及支払額(S): 0

選及支払月(Z):

昇(降)給基(L): 5,000

昇(降)給月(M): 平成29年04月

修正平均(Y): 0

年平均報酬月額を修正平均に転記する(O)

年平均報酬月額 491,050

備考欄

70歳以上被用者(Z)

算定基礎月 (D):

(E):

2以上の事業所勤務(E)

月額変更予定(S)

途中入社(N)

病休・育休・休職等(O)

短時間労働者(E)

パート(E)

年間平均(A)

その他(O):

備考欄(旧書式)(B):

従前の標準報酬月額

健保の従前(H): 470,000

厚年の従前(I): 470,000

従前改定月(J): 平成29年07月

標準報酬月額を改定する(I)

再集計(K)

現在の給与明細から、すべての項目を再集計します。
新しい様式に対応した、各項目を設定できるようになりました。

OK キャンセル ヘルプ

印刷オプションの設定

オプション | 書式・マージン | ヘッダー/フッター |

改定者だけを印刷する。

70歳以上被用者の個人番号

個人番号を印字する(M)

※個人番号を印字するには、マイナンバー取り扱い担当者でログインする必要があります。

年金手帳の記号番号(基礎年金番号)を印字する(N)

印字しない(H)

OK キャンセル ヘルプ

印刷オプションで、70歳以上被用者の個人番号および年金手帳の記号番号(基礎年金番号)の印字を設定できます。

新機能と変更点(Ver.21.2.1)

弥生給与 18(Ver.21.2.1)の新機能と変更点について紹介します。
詳細は、マニュアルまたはヘルプを参照してください。

賞与支払届の様式変更への対応

平成30年3月5日から、『健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届』の様式が変更されました。

弥生給与では、70歳以上被用者の個人番号および年金手帳の記号番号(基礎年金番号)の印字など、変更後の様式への印字に対応しました。

[マイナンバー管理]ウィンドウ
を開くボタンを追加しました。

被保険者整理番号	被保険者の氏名	生年月日	賞与額			種別	70歳以上被用者	2以上の事業所勤務
			金額による額	現物による額	合計(単位:千円)			
9001	弥生 幸司	5-410319	15,000,000	0	15,000			
9002	窪田 幸子	5-430504	960,000	0	960	2		
9003	田所 耕太郎	5-530208	840,000	0	840	1		
9004	竹田 辰治		0	0	600	1		
9005	鳥海 清一		0	0	800	1		
9006	卯月 良知		0	0	604	1		
9007	山本 尚幸	5-511221	644,000	0	644	1		
9008	山名 朋一朗	7-010812	520,000	0	520	1		
9009	長橋 薫	7-010224	440,000	0	440	1		
9010	中野 洋子	7-040506	440,000	0	440	2		

新しい様式に合わせて、項目の配置を調整しました。

70歳以上被用者、2以上の事業所勤務の欄を追加しました。

印刷オプションの設定

オプション | 書式・マージン | ヘッダー/フッター |

70歳以上被用者の個人番号

個人番号を印字する(M)

※個人番号を印字するには、マイナンバー取得扱い担当でログインしている必要があります。

年金手帳の記号番号(基礎年金番号)を印字する(N)

印字しない(N)

印刷オプションで、70歳以上被用者の個人番号および年金手帳の記号番号(基礎年金番号)の印字を設定できます。

給与所得の源泉徴収票の様式変更への対応

平成30年分から、『給与所得の源泉徴収票』の様式が変更されました。

弥生給与では、普通紙(白紙)に印刷する源泉徴収票について、従来の様式に加え、新しい様式でも印刷できるようになりました。

専用紙への印刷や給与支払報告書(個人別明細書)の印刷については、従来の様式にのみ対応しています。

用紙を選択しましょう

平成30年分

普通紙に印刷する

給与所得の源泉徴収票

モノクロ

平成30年に退職する従業員の源泉徴収票を印刷する場合は、「平成30年分」の「給与所得の源泉徴収票」を選択してください。

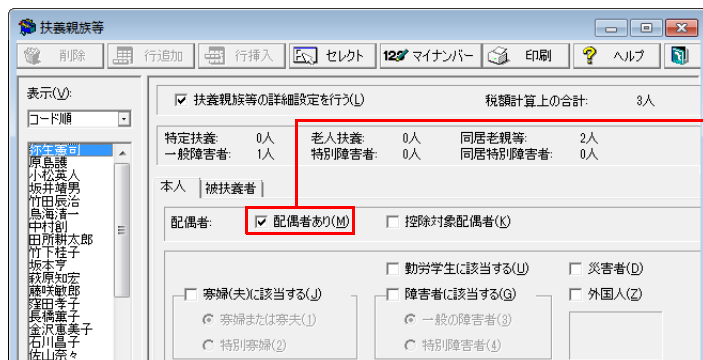
新機能と変更点(Ver.21.1.1)

弥生給与 18(Ver.21.1.1)の新機能と変更点について紹介します。
詳細は、マニュアルまたはヘルプを参照してください。

配偶者の設定の改善

控除対象ではない配偶者の名前などを設定できるようになりました。

[扶養親族等]ウィンドウの[本人]タブの[配偶者あり]にチェックを付けるだけで、[被扶養者]タブで配偶者の設定を変更できます。



[配偶者あり]にチェックを付けると、配偶者の設定を変更できます。

配偶者控除および配偶者特別控除の見直しへの対応

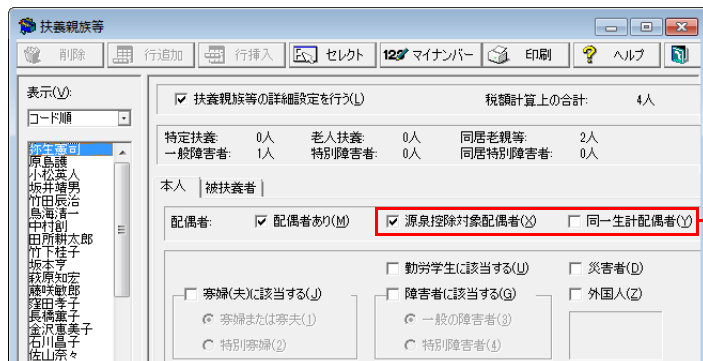
平成 29 年度の税制改正による配偶者控除および配偶者特別控除の見直しに伴い、扶養親族等の数の算定方法が変更されます。

この改正は、平成 30 年分以後の所得税に適用されます。

弥生給与では、[法令基準改定]ダイアログから『配偶者の扶養人数算定方法』を更新後、[扶養親族等]ウィンドウの配偶者に関する設定項目が変更され、この設定を基にして扶養親族等の数が計算されるようになります。

- [控除対象配偶者]の設定が削除されます。
- [源泉控除対象配偶者]および[同一生計配偶者]の設定が追加されます。
- [扶養区分]の選択肢「一般」が「対象外」に変更されます。

『配偶者の扶養人数算定方法』の更新は、平成 30 年 1 月度給与への月度更新時に表示される[法令基準改定]ダイアログから行います。



源泉控除対象配偶者と同一生計配偶者を設定できます。

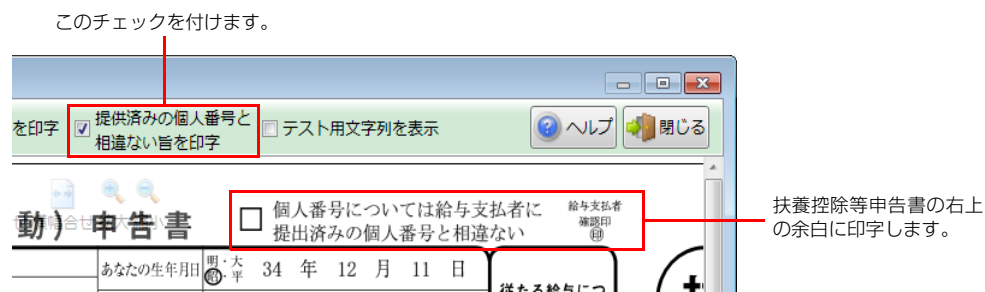
提供済みの個人番号と相違ない旨の印字の対応

国税庁は「源泉所得税関係に関する FAQ」において、下記の条件を満たせば「扶養控除等申告書の提出時に従業員等のマイナンバー(個人番号)を記載しなくても差し支えない」としています。

- 給与支払者と従業員との間での合意に基づく
- 従業員が、扶養控除等申告書の余白に「マイナンバー(個人番号)については給与支払者に提供済みのマイナンバー(個人番号)と相違ない旨を記載する
- 給与支払者が、すでに提供を受けている従業員等のマイナンバー(個人番号)を確認し、確認した旨を扶養控除等申告書に表示する

弥生給与では、翌年分の扶養控除等申告書の印刷時に、提供済みの個人番号と相違ない旨を印字できるようになりました。

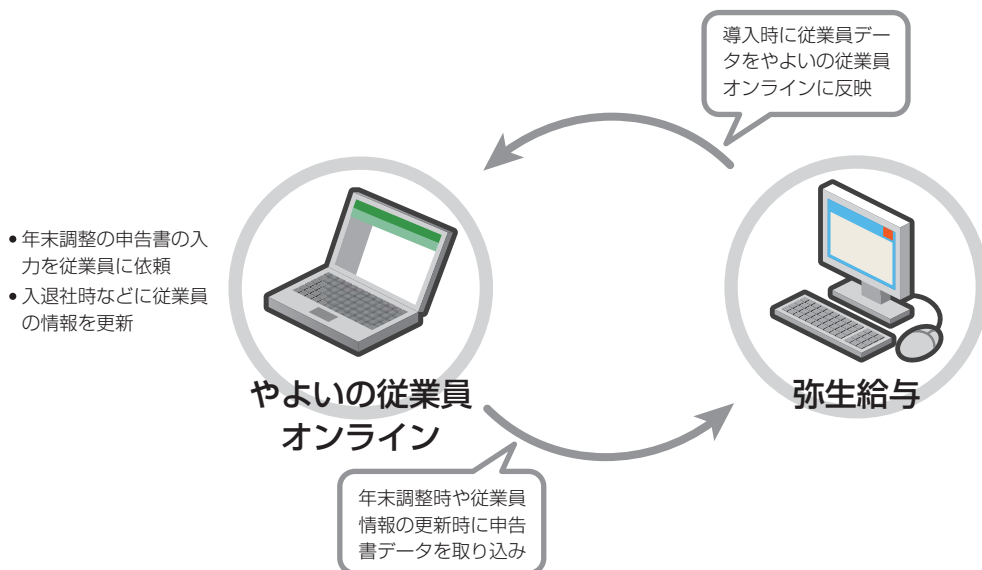
提供済みの個人番号と相違ない旨を印字すると、従業員用のチェック欄と、給与支払者用の確認印欄もあわせて印字されます。



やよいの従業員 オンラインとの連携機能の追加

やよいの従業員 オンラインとの連携機能を追加しました。やよいの従業員 オンラインを利用すると、従業員情報を管理したり、年末調整時に申告書の情報の入力を従業員に依頼して回収したりすることができます。

弥生給与では、やよいの従業員オンラインを導入する際に使用できる従業員データの書き出しと、従業員情報を含む申告書データの取り込みに対応しています。

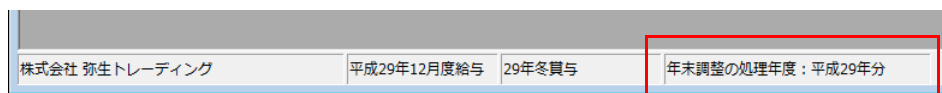


新機能と変更点(Ver.21.0.1)

弥生給与 18(Ver.21.0.1)の新機能と変更点について紹介します。
詳細は、マニュアルまたはヘルプを参照してください。

ステータスバーの改善

ステータスバーに年末調整の処理年度を表示します。



ステータスバーで年末調整の
処理年度を確認できます。

やよいの給与明細 オンラインとの連携機能の追加

会計事務所向けの機能として、やよいの給与明細 オンラインとの連携機能を追加しました。これにより、やよいの給与明細 オンラインを使用している顧問先の年末調整を、弥生給与で行えるようになります。

また、年末調整で生じた過不足税額の精算等の情報を、やよいの給与明細 オンラインに反映することができます。



弥生給与 18 / やよいの給与計算 18 (Ver.21.3.1) 新機能と変更点

- ・初 版 2018年6月20日
- ・発行所 弥生株式会社
〒101-0021
東京都千代田区外神田4丁目14番1号
秋葉原UDX21階
www.yayoi-kk.co.jp
- ・ご注意
 - ① 本書の内容の一部または全部を無断転載することは禁止されています。
 - ② 本書の内容に関しては訂正・改善のため、将来予告なしに変更することがあります。
 - ③ 落丁、乱丁はお取り替えいたします。

Copyright © 2018 Yayoi Co., Ltd. All rights reserved.